

納 付 義 務 者 様

奈 良 市 長

被保険者資格証明書の更新について（通知）

あなたの世帯については、特別な事情がないのに国民健康保険料を滞納されているため、国民健康保険法第9条第6項により「被保険者資格証明書」を交付しています。

現在お持ちの被保険者資格証明書は、平成〇〇年7月31日で有効期限が切れますので、新しい被保険者資格証明書を交付します。

平成〇〇年8月1日以降、医療機関等で診療を受ける場合は、新しい資格証明書をご使用ください。

なお、被保険者資格証明書の取扱いにつきましては、下記のとおりです。

記

1 被保険者証の交付

滞納されている国民健康保険料を完納されたとき、又はその滞納額が著しく減少したと認められるとき、又は納付できない特別の事情が認められるとき（届出が必要）は、世帯主に対し改めて被保険者証を交付します。また、被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給等の対象者となったとき（届出が必要）は、世帯主に対し当該被保険者に係る被保険者証を交付いたします。

2 被保険者資格証明書の提示

医療機関等で診療等を受けるときは、窓口で被保険者資格証明書を提示してください。

3 医療費の取扱い

医療機関等で診療を受けたときは、一度は全額（10割）を自費で支払い、その後、奈良市に対し、一部負担金相当額を除いた額（7割）を特別療養費として申請していただくこととなります。

4 保険給付の一時差止め

このまま更に国民健康保険料の滞納を続け、納期限から1年6か月が経過しますと、保険給付（特別療養費、療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費、などの現金給付）の一時差止めを行うこととなります。

5 保険給付費からの滞納している国民健康保険料の控除

保険給付の一時差止めがなされているにもかかわらず、なおも滞納を続けられますと、一時差止めを行っている保険給付費から滞納されている国民健康保険料を控除させていただくこととなります。